

# 久留米市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）

平成29年10月11日策定  
令和 2年10月12日改正  
久留米市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会における最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

久留米市では、地域ごとに特色のある多様な農業が営まれており、農地の利用状況や営農類型が異なっている。旧久留米地域の平野部では、米・麦・大豆、野菜、花卉、畜産などが営まれている。旧久留米地域の東部と田主丸地域では、果樹や植木苗木、北野地域では、施設栽培による野菜の一大産地となっており、その種類は100種類を超える。城島・三潞地域では米・麦・大豆やイチゴの栽培、養鶏などが営まれている。

本指針は、こうした地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を実現していくことを目的として、「農地等の利用の最適化」を進めるため、法第7条第1項に基づき、久留米市農業委員会の基本方針として、具体的な目標と推進方法を定めるものである。

本指針は、久留米市の農業政策の基本方針を示した「久留米市食料・農業・農村基本計画」との整合をとることとしており、当該計画が令和7年度に目標を定めていることから、それに合わせて令和7年度を目標年度とする。

なお、本指針は、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」に示す。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現状 (令和2年3月)	8,534 ha	104 ha	1.22 %
3年後の目標 (令和5年3月)	8,534 ha	99 ha	1.16 %
目標 (令和8年3月)	8,534 ha	95 ha	1.11 %

注：管内の農地面積（現状）は、令和1年耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入している。

## (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、農地パトロールについては、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施し、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動を行う。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

### ② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

### ③ 非農地判断について

- 利用状況調査により把握した遊休地のなかで、山林や原野化し、農地として復元することが困難な農地の非農地化については、その方法について検討を行う。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現状 (令和2年3月)	8,430 ha	6,723 ha	79.75 %
3年後の目標 (令和5年3月)	8,430 ha	6,730 ha	79.83 %
目標 (令和8年3月)	8,430 ha	6,740 ha	80.00 %

注1：管内の耕地面積（現状）は、令和1年耕地及び作付面積統計による。

注2：目標の集積率は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき設定。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、「人・農地プラン」の実質化に向けた取り組みに対して、情報の提供や農業委員及び推進委員の地域での協議へ出席など必要な協力を行う。

## ② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を積極的に図りながら、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

## ③ 農地の利用権設定について

- 担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、利用権の再設定を推進する。また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

## ④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

## 3. 新規参入の促進について

### （1）新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人・法人） （新規参入者取得面積）
現状 （令和2年3月）	7経営体 （3.0ha）
3年後の目標 （令和5年3月）	13経営体 （7.3ha）
目標 （令和8年3月）	13経営体 （7.3ha）

注1：直近3年間の実績の平均値である13経営体/年（7.3ha/年）の新規参入を目標とする。

### （2）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

#### ① 関係機関との連携について

- 福岡県、農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて相談会を実施する。

#### ② 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

#### ③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。